

コメの先物取引に対する意見書

平成23年10月5日

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

先物取引被害全国研究会
代表幹事 弁護士 山崎 省吾
事務局長 弁護士 平田 元秀

(連絡先)

姫路市南条10-4 ひめじ市民法律事務所
電話 079-282-0430 FAX079-282-0433

当研究会は、昭和57年、先物取引被害の予防と救済を目的として設立された、全国数百名の弁護士からなる団体であるが(<http://www.futures-zenkoku.com/>)、本年7月に農林水産省が認可し、8月8日から東京穀物商品取引所と関西商品取引所で試験上場が開始されたコメの先物取引について、下記の通り、意見を述べる。

記

1. 当研究会は、農林水産省の「農産物商品市場の機能強化に関する研究会報告書」(平成20年5月公表)の案に対し意見書を提出し(同年4月18日付)、その中で、十分な需要調査のない新規商品(指数を含む)の上場には反対で、特にコメの上場を認めるべきではないとの意見を表明した。

わが国の商品先物市場のプロ化が不徹底な状態で、わが国のコメの生産者・流通・卸売業者が先物市場を利用してリスクヘッジをしようという実需要がさほどないにもかかわらず、市場を活性化させるという理由でコメのような生活に密着した農産物を上場させると、「身近な銘柄だ」というような思いだけで、商品取引員の不当勧誘によって参入させられる個人投資家の被害を増大させるおそれが高いと考えられること、そうなれば、いくら新規にコメを試験上場したところで、個人投資家の被害が続発することにより、結局市場の衰退を招くことが懸念されたからである。

2. 今般のコメの試験上場は、今年23年3月に東京穀物商品取引所と関西商品

取引所から申請がなされた後、省内の食料・農業・農村政策審議会食糧部会でも十分な審議が尽くされず、国会での審議も全く経ないまま、7月1日に、農林水産省の認可決定が出されたものであり、生産者や流通業者から懸念の声もあがっている中で唐突に決定された経過は、大いに問題がある。

3. 商品先物市場は、投機家の資金を引き込み、当業者のリスクヘッジ需要に応えるとともに、商品の先行価格指標を提供することに存在意義を有するものであるから、コメの先物市場の場合、わが国の農家や流通・卸業者の経営の安定やコメ価格の透明性の向上にとってメリットがあるかどうかを試金石となるはずである。

ところが、国内で流通する米の約6割を扱うJAグループが、「先物取引は、我が国の米流通の実態に即さない。」「主食である米を投機的なマネーゲームの対象とすることは好ましくない」として、組織を挙げて参加しないことを決めている。コメ卸業界からも積極的に市場に参加するという声は聞かれない。

先物市場参加者の大半は投機家によって占められるところ、そこに当業者がほぼ参加しないという状態では、必然的に市場は投機的思惑が先行しやすい構造とならざるを得ず、そうした下で十分な出来高が確保できなければ、わずかな投機資金の流入により価格が乱高下する可能性もある。そうなれば、国内生産米の先行指標価格としての機能は果たせない。

8月8日以降のコメ相場の動向を見ても、開始当日、東京穀物取引所では初日に値幅制限の上限を超える買い注文が殺到したため取引が成立せず、相場が異常な高値に張り付く展開になったかと思うとその後値段は急落し、相場は乱高下した。出来高についても、初めて取引が成立した営業日は高水準の出来高となったが、翌日に両取引所とも約4割にまで急減した。その後も、さらなる出来高の低迷が続いている。活況にはほど遠い現状で落ち着いている。

現状では市場には当業者はほぼ参加しておらず、市場は投機的思惑が先行しやすい構造となっており、先行指標価格としての機能を果たせる目処は立っていない状態といえる。

4. こうした状態では、商品取引員の勧誘によって個人投資家がコメ市場に引き込まれ、従前同様の先物被害が発生することが懸念される。

この点、本年1月から商品先物取引法に不招請勧誘禁止のルールが適用され、

顧客から要請の限り訪問・電話による勧誘を行うことが禁止されたことなど先物取引を取り巻く環境が大きく変わっていることから、コメの先物取引によってトラブルが増えることはないという主張もある（東京穀物商品取引所及び関西商品取引所の平成23年3月付け「コメ試験上場の提案」）。

しかしながら、現行の不招請勧誘禁止のルールは、「訪問し、又は電話をかけて」勧誘することを禁じているものの、ダイレクトメールの送付による勧誘申込の招請を禁じるものではないし、新聞やテレビなどの大々的な広告を通じて、それ自体先物取引の勧誘を目的とすることを意識させない投資セミナーなどに勧誘し、その投資セミナーの機会を通じてコメ先物取引への勧誘申込を招請するなど、不招請勧誘の禁止等の網をかいくぐって個人投資家を勧誘する手法が開発されている。そして、一旦勧誘に成功すれば、従前の先物取引被害と同様の個人投資家被害が発生する危険性はいささかも減少していない。

5. 以上から、当研究会は、農林水産省が、市場のプロ化が叫ばれる中、コメの試験上場を認めた以上は、個人投資家に対する勧誘などのトラブルが万が一にも発生しないよう、不招請勧誘禁止ルールの導入の趣旨に立ち返って、市場を監視し、厳格に指導すべきことを求めるとともに、もし、従前同様の個人投資家に対する不当勧誘トラブルが発生してくるようであれば、2年間の試験期間にこだわらず、即座に、取引停止の決断をすることを求める次第である。

以 上